

社会福祉法人斐川あしたの丘福祉会 身体拘束等の適正化のための指針

I 目的

この指針は、社会福祉法人斐川あしたの丘福祉会が設置する施設における身体拘束等の適正化のための取り組みについて必要な事項を定め、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束等の適正化に向けた意識を持ち、身体拘束等をしないケアの実施に努めることを目的とする。

なお、この指針に定めていない事項については、関係法令等の取扱いに沿って対応するものとする。

II 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 身体拘束等の原則禁止

当施設は、サービスの提供に当たって、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合の記録

当施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急時やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

(3) 身体拘束等の適正化のための措置

- ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する「身体拘束適正化検討委員会」を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- ②身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

III 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

当施設では、身体拘束等の適正化のための対策を検討する「身体拘束適正化検討委員会」を設置する。

(1) 身体拘束適正化検討委員会の構成員

- 1) 施設長
- 2) 管理者
- 3) サービス管理責任者等（身体拘束等の適正化対応策を担当する者）
- 4) 医師（嘱託医）
- 5) 看護職員
- 6) 栄養士

※医師、看護職員、栄養士については、事案発生時等、必要に応じて招集する。

(2) 構成員の責務及び役割分担

【施設長】

1)身体拘束における諸課題の最高責任者 2)身体拘束適正化検討委員会の総括管理

【管理者】

1)ケア現場における諸課題の総括管理 2)身体拘束等の適正化に向けての職員教育 3)チームケアの確立

【サービス管理責任者等(身体拘束等の適正化対応策を担当する者)】

1)医療機関・家族との連絡調整 2)家族の意向に添ったケアの確立 3)記録の整備

【医師(嘱託医)】

1)医療行為への対応 2)看護職員との連携

【看護職員】

1)医師との連携 2)施設における医療行為の範囲の整備 3)重度化する利用者の状態観察 4)記録の整備

【栄養士】

1)経管栄養から経口への取り組みとマネジメント 2)利用者の状態に応じた食事の工夫 3)記録の整備

(3)委員会の開催

- ・少なくとも1年に1回定期開催をする。
- ・虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも可能とする。

(4)具体的な対応

- (ア)身体拘束等について報告するための様式を整備すること
- (イ)職員は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること
- (ウ)身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること
- (エ)事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること
- (オ)報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること
- (カ)適正化策を講じた後に、その効果について検討すること

(5)その他

事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意する。

IV 身体拘束等発生時の報告方法等の方策および対応に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

(1)組織的な決定と個別支援計画への記載

①組織的な決定について

緊急やむを得ず身体拘束等を行うときには、身体拘束適正化検討委員会を中心として、支援方針について権限を持つ職員が出席し、やむを得ず身体拘束等を行う場合の3要件の全てを満たしているかどうかについて組織として慎重に検討、決定する。

【やむを得ず身体拘束等を行う場合の3要件】

(ア)切迫性 :利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

※切迫性を判断する場合には、身体拘束等を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束等を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

(イ)非代替性 :身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替えする方法がないこと

※非代替性を判断する場合には、まず身体拘束等を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要がある。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて必要とされる最も制限の少ない方法を選択する必要がある。

(ウ)一時性 :身体拘束その他の行動制限が一時的であること

※一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

②個別支援計画への記載について

身体拘束等を行う場合には、個別支援計画に身体拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載する。

(2)本人・家族への十分な説明

身体拘束等を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得る。

(3)必要な事項の記録

身体拘束等を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。その記録は 5 年間保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

V 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- (1) 身体拘束等の適正化の基本的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指針に基づき、適正化の徹底を図る。
- (2) 指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施する。
- (3) 新規採用時には身体拘束等の適正化の研修を実施する。
- (4) 研修の実施内容について記録する。

※事業所内で行う職員研修、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合も身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなす。

VI 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当施設の身体拘束等の適正化のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、法人のホームページに公表する。

VII その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点に十分に話し合い共有認識を持ち、身体拘束等をなくしていくよう取り組む必要がある。

- ・マンパワー不足を理由に、安易に身体拘束等をしていないか
- ・事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体拘束等をしていないか
- ・障がい等があるということで、安易に身体拘束等をしていないか
- ・転倒しやすく、転倒すれば大怪我をするという先入観だけで安易に身体拘束等をしていないか
- ・サービス提供の中で、本当に緊急やむ得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか。他の施策、手段はないのか

付則

令和4年4月1日から施行する。

【参考】

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

- ① 車いすやベッド等に縛りつける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

【介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為】

- (1) 徘徊しないように、車いすやいす・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を搔きむしらないように 手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する。